

健生支第 1147号

平成 30 年 8 月 22 日

日本共産党 横浜市会議員団

団長 あらき 由美子 様

横浜市長 林 文子



生活保護を利用している方等から熱中症患者や死亡者を  
出さないための緊急申し入れについて（回答）

さきに申し入れ（2018年7月24日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

①健康福祉局生活支援課では、国が6月に発出した通知について、まず6月28日に実施した各区生活支援係長が出席する生活支援係長会議において周知したうえで、7月2日に各区生活支援課へ発出しました。なお、会議の場では、家具什器費の支給対象となる方に対する申請勧奨を依頼しました。

また、7月26日の生活支援係長会議において再度、対象者に対する説明の徹底について依頼するとともに、家具什器費の支給対象とならない方についても生活福祉資金の利用について説明を行うよう依頼するとともに、通知しました。今後とも、区生活支援課では家具什器費の支給対象世帯に対して丁寧な説明を行っていきます。

②近年、夏季における熱中症による健康被害が多発しており、生命にもかかわる問題であると考えるため、本市としても国に対しエアコンの設置が広く認められるよう要望していきます。

③家具什器費の支給対象となる方については、課長問答の内容も踏まえて対応しています。

④従前より区生活支援課において社会福祉協議会で行っている生活福祉資金の貸し付けについての案内は行っていますが、7月26日に再度、健康福祉局生活支援課より区生活支援課に対して対象者に対する説明等の徹底を通知しています。家具什器費の支給対象にならない方については、各区生活支援課で把握できていることから、引き続き対象者に対し、直接丁寧に説明を行っていきます。

⑤健康福祉局生活支援課から神奈川県生活援護課に対し、冷暖房器具購入における生活福祉資金の貸し付けがスムーズに行われるよう依頼する旨の申し入れを行いました。神奈川県生活援護課は、8月2日に神奈川県社会福祉協議会に対し、冷暖房器具購入における生活福祉資金貸付の促進を依頼する通知を発出しています。

また、8月7日には、神奈川県社会福祉協議会より横浜市・区社会福祉協議会に対し同様の通知が発出されています。

⑥各区生活支援課では、亡くなった生活保護利用者の死因を直接知りえる立場ではないため、熱中症で亡くなった方の件数を把握することは困難です。

エアコンが設置されていない世帯については、各区生活支援課に7月末現在の状況を調査した結果2,553世帯です。(参考:7月被保護世帯数53,911世帯)

調査結果を受け、8月14日に健康福祉局生活支援課から各区生活支援課に対し、これらエアコンが設置されていない世帯について、

ア 安否及び健康状態の確認

イ 一定の要件を満たす世帯へのエアコン購入費用の申請勧奨

ウ 要件を満たさない世帯に対する生活福祉資金貸付の利用説明

を、個別に訪問や電話するなどの方法で至急行うよう、あらためて徹底しました。

⑦生活保護は全国一律に行われるべきものであるため、市単独での事業は考えておりません。

担当 健康福祉局生活支援課

電話:045-671-2367

FAX:045-664-0403